

広島県告示第二百二十一号

保健所における使用料等の額に関する規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

保健所における使用料等の額に関する規程を廃止する告示

保健所における使用料等の額に関する規程（昭和二十八年広島県告示第五号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。